



# 法改正で5つの新指標 すべて基準をクリア

## 財政破綻を防ぐ 新たな指標

平成19年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた指標は、地方公共団体の財政の健全性を示すもので、その比率に応じて財政の早期健全化および財政の再生等に必要措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

公表することとなる健全化判断比率は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標と公営企業会計を対象とした「資金不足比率」です。

健全化判断比率が早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上となった場合は財政再生計画を策定することとなります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定することとなります。市の平成19年度決算に基づき算定された各比率は、下表(表1)の4)のとおりすべて基準を下回りました。

**■連結実質赤字比率の状況**  
平成19年度決算は、全会計とも黒字になったため、連結実質赤字比率は「-」となりました。参考までに黒字額を基に比率を算定すると「18・4%」となります。実質赤字比率と同様に、この比率も算出されること自体が自治体にとって憂慮されるものではありません。市は連結実質赤字比率も算定されなかったため、すべての会計で健全な財政運営が行われていることとなります。

## 2 れんけつじつあかじ 連結実質赤字比率

安曇野市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したものです。実質赤字比率と同様、全会計の集計の結果、黒字であれば、「-」で表示し、赤字となればその額を標準財政規模で除して、その比率を算定します。早期健全化基準は、公営企業分の経営健全化等を踏まえて、実質赤字比率の基準値に5%を上乗せする値とされ、財政再生基準は同じ考え方に基づき10%を上乗せした30%が基準値とされました。(経過措置があり市町村は40%)

平成19年度安曇野市の標準財政規模 23,259,933千円 (単位:千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度へ繰り越すべき財源 C	実質収支 A-B-C
一般会計等	35,465,721	34,723,913	622,990	118,818
国民健康保険特別会計	10,011,528	9,432,214	0	579,314
老人保健特別会計	8,376,566	8,376,566	0	0
介護保険特別会計	5,815,857	5,792,212	0	23,645
下水道事業特別会計	6,560,343	6,518,945	4,432	36,966
農業集落排水事業特別会計	217,816	215,904	0	1,912
計(ア)				760,655

※市営保養施設特別会計は、指定管理制度により会計に収支がないため除外

会計名	流動資産 A	流動負債 B	翌年度へ繰り越すべき財源 C	資金剰余額 A-B-C
水道事業会計	3,425,760	277,141	0	3,148,619
市営宿舍事業会計	382,557	10,598	0	371,959
計(イ)				3,520,578

(単位:千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	土地収入見込額 C	長期借入金 D	資金剰余額(ウ)
産業団地造成事業特別会計	98,462	98,459	41,512	83,775	0

※産業団地造成事業特別会計は、他の会計と相違し、長期借入金を資金剰余額から控除します。

連結実質赤字比率 =  $\frac{\text{一般会計等・特別会計(ア) + 企業会計の実質赤字(イ+ウ)}}{\text{標準財政規模}}$   
 $= \frac{760,655 + 3,520,578 + 0}{23,259,933} = -\% \text{ (▲18.4\%)}$

※実質収支が黒字となりましたので、実質赤字を「▲」で表示しています。

## 3 じつじつこうさいひ 実質公債費比率

借入金(公債費)の返済額やこれに準じるものの額の大きさを指標化し財政負担の程度を示すものです。従来では反映されなかった特別会計・公営企業会計の公債費への一般会計繰出金や一部事務組合の公債費への負担金等を算入し、「標準財政規模」と比較して指標としたものです。このため比率が高くなりますと財政の弾力性が低下し、他の経費を削減していかないと財政運営の硬直化が高まるなど、一般会計の資金繰りの危険度を示す指標となっています。早期健全化基準、財政再生基準については、現行の地方債協議・許可制度にのっとり、25%が早期健全化基準とされ、35%が財政再生基準とされました。

## ■実質公債費比率の状況

実質公債費比率の算出は、3カ年の平均であるため14・4%となりました。単年度は平成17年度12・8%、平成18年度15・2%、平成19年度15・3%となります。平成17年度は、下水道整備基金を取り崩し、下水道事業の公債費に対する繰出金を意図的に低く抑えたため、例外的に低い値となっていますが、18年度、19年度は、ほぼ同水準となっています。(次ページに続く)

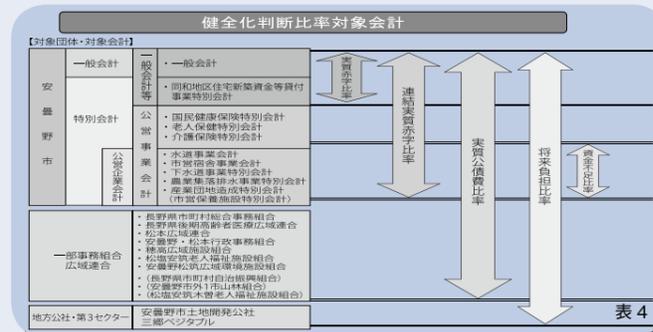
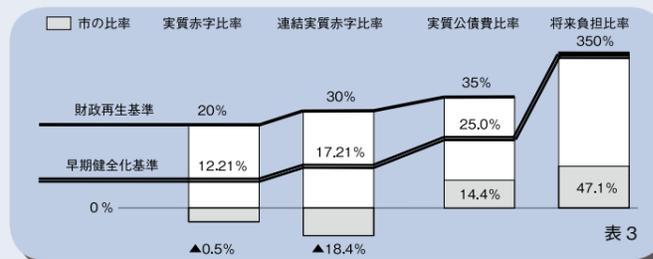


表1 平成19年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率の状況 (単位:%)

	比率	参考値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	▲0.5	12.21	20
連結実質赤字比率	-	▲18.4	17.21	30
実質公債費比率	14.4		25.0	35
将来負担比率	47.1		350.0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載。黒字の数値を参考値として「▲」で記載しています。

表2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	参考値	経営健全化基準	事業の規模
水道事業会計	-	▲158.8	20	1,983,290千円
市営宿舍事業	-	▲157.1	20	236,753千円
下水道事業特別会計	-	▲2.9	20	1,289,910千円
農業集落排水事業特別会計	-	▲4.6	20	41,613千円
産業団地造成事業特別会計	-	0	20	83,775千円

※資金不足となる会計はありませんでしたが、黒字の数値を参考値として「▲」で記載しています。

## 1 じつじつあかじ 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。赤字部分を対象としますので、実質収支額が黒字であれば、「-」で表示し、赤字であれば、その額を標準財政規模で除して、その比率を算出します。

財政再生基準は「地方財政再建特別措置法」の再建団体該当要件の実質赤字比率20%を引き継ぎ、同じ値とされました。

早期健全化基準は、標準財政規模によって10%から2.5%の範囲で自治体ごとに算定されますが、安曇野市は12.21%になります。この比率を超えると「財政健全化計画」を策定しなければならないこととなります。

※「-」は当該比率が生じていない(黒字である)ことを表しています。

※財政健全化法では一般会計と同和地区会計を加えたものを「一般会計等」と区分しています。

**■実質赤字比率の状況**  
平成19年度決算においては、一般会計等に当たる一般会計、同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計とも実質収支が黒字なので、実質赤字比率は「-」となりました。この実質赤字比率は、比率の高さ以前に、その値が算出されること自体が自治体にとって憂慮されるもので、安曇野市は算定されませんでしたので、全く問題の無い財政状況です。

なお、参考までに黒字額を標準財政規模で除して、黒字額の比率として算出すると「0・5%」となります。

平成19年度安曇野市の標準財政規模 23,259,933千円 (単位:千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度へ繰り越すべき財源 C	実質収支 A-B-C
一般会計	35,456,973	34,717,588	622,990	116,395
同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	8,748	6,325	0	2,423
一般会計等	35,465,721	34,723,913	622,990	118,818

実質赤字比率 =  $\frac{\text{実質赤字}}{\text{標準財政規模}} = \frac{118,818}{23,259,933} = -\% \text{ (▲0.5\%)}$

※実質収支が黒字となりましたので、実質赤字を「▲」で表示しています。